（中小企業信用保険法の特例）

第十七条の十六　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（次項及び第三項において単に「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（第三項において単に「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（第三項において単に「特別小口保険」という。）の保険関係であって、商店街活性化促進事業関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であって、適合事業のうち特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとする者として認定市町村の長の認定を受けた中小企業者（同法第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項において同じ。）が当該事業を行うのに必要な資金に係るものをいう。次項及び第三項において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証（以下「商店街活性化促進事業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	商店街活性化促進事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金の額のうち	商店街活性化促進事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
	当該債務者	商店街活性化促進事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2　普通保険の保険関係であって、商店街活性化促進事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3　普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であって、商店街活性化促進事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第十九条第一項中「（平成十年法律第七号）」を削る。

第三十八条中「第十七条の十八第三項」を「第十七条の二十八第三項」に改める。

第三十九条第一号中「第十七条の十八第三項」を「第十七条の二十八第二項」に改め、同条第二号及び第三号中「第十七条の十八第三項」を「第十七条の二十八第三項」に改める。

第四十条第一号中「第十七条の八第一項」を「第十七条の十八第一項」に改め、同条第二号、第三号及び第四号中「第十七条の十八第三項」を「第十七条の二十八第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の地域再生法（以下「旧法」という。）第五条第十五項の認定（旧法第七条第一項の変更の認定を含む。）を受けている旧法第五条第四項第五号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業が記載された地域再生計画は、この法律による改正後の地域再生法（次項及び附則第五条において「新法」という。）第五条第十五項の認定を受けた同条第四項第五号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業が記載された地域再生計画とみなす。

2　この法律の施行の際現に旧法第十七条の二第三項の認定（同条第四項の変更の認定を含む。）を受けている同条第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画及びこれに従って実施されている旧法第五条第四項第五号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業は、それぞれ新法第十七条の二第三項の認定を受けた同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画及びこれに従って実施される新法第五条第四項第五号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業とみなす。

第三条　この法律の施行の日前に旧法第十六条の確認を受けた株式会社により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合については、同条の規定は、なおその効力を有する。

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後五年以内に、認定地域再生計画（新法第七条第一項に規定する認定地域再生計画をいう。）に基づく事業に対する特別の措置の適用の状況その他の新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（都市再生特別措置法の一部改正）

第六条　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項中「第十七条の十二第二項」を「第十七条の二十二第二項」に改め、同条第二項中「第十七条の七第七項」を「第十七条の十七第七項」に改める。

（地域再生法の一部を改正する法律の一部改正）

第七条　地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「この法律による改正後の」及び「（次条において「新法」という。）」を削り、「第十七条の七第七項」を「第十七条の十七第七項」に改める。

附則第三条中「（新法」を「（この法律による改正後の地域再生法（以下この条において「新法」という。）」に改める。

学校教育法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年六月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　石井　啓一